

群馬県立心臓血管センターほか3施設電気需給仕様書

1 概 要

- (1) 件 名 群馬県立心臓血管センターほか3施設で使用する電気
(2) 需要場所 群馬県立心臓血管センターほか3施設
詳細は別紙「群馬県立4病院基本情報一覧表」による
(3) 業種及び用途 病院

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 電気方式
イ 供給電圧（標準電圧）
ウ 計量電圧（標準電圧）
エ 標準周波数
オ 受電方式
カ 自家発電設備
キ 蓄熱式負荷設備
ク 太陽光発電設備
ケ 電化厨房機器
- 「群馬県立4病院基本情報一覧表」による

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 常用電力

- ・契約電力 「群馬県立4病院基本情報一覧表」による
なお、契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

イ 予備電源 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所と異なる変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。

・契約電力 「群馬県立4病院基本情報一覧表」による

ウ 予定使用電力量 「群馬県立4病院基本情報一覧表」による

（令和8年4月1日～令和9年3月31日までの使用量見込み）

※月別の予定使用電力量は別紙「予定使用電力量」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置
イ 電力会社の検針方法
ウ 計量器の構成
- 「群馬県立4病院基本情報一覧表」による

(5) 需給地点

群馬県の施設した第1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と群馬県の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

(5) 需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

(5) 需給地点に同じ

(8) 供給条件

ア 電気の安定供給

上記(1)及び(2)に示す電気の供給を開始する日から安定的及び継続的に供給すること。

イ 障害発生時の対応

障害等が発生した場合には、迅速に対応できる態勢を構築すること。

3 その他

(1) 力率は期間中100パーセントを保持する予定である。

(2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件等については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款(高圧)をもとに協議し、これによりがたい場合は別途協議する。

なお、入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整制度及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) その他この仕様書に定めのない事項については、別途病院局経営戦略課職員の指示に従うものとする。

(5) 支払方法 毎月ごとの精算払いとし、料金の支払いは県立病院毎に行うものとする。請求額の算定にあたっては、県立病院毎の税込み金額を算定し、各県立病院長あてに請求するものとする。また、請求の際には、請求書のほかに県立病院毎の使用量等の内訳を添付するものとする。

(6) 今回の契約を実行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、受注者の負担とする。

また、当該改造のために必要な作業は、発注者の業務に支障を及ぼさない範囲で行わなければならない。